

平成 23 年 8 月 1 日

全国児童発達支援協議会 (CDS Japan)

加盟施設・事業所 各 位

全国児童発達支援協議会

(CDS Japan)

会長 加藤 正仁



会津若松地区への職員派遣に関するお願い（協力依頼）

加盟施設・事業所の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、子どもたちの療育に関するご尽力に心から感謝申し上げます。

東日本を襲った震災、津波被害、原発事故から4ヶ月以上が経過しております。募金活動、そして支援活動へのご協力に感謝いたします。

さて、原発事故による福島県浜通りを中心とした住民の皆様が避難しておられることは、皆様ご承知のことと存じます。会津地区に避難している子どもたちの受け入れ先が不足し、現地の児童デイサービスでは対応が困難となる事態が生じておりました。そこで、事前にホームページにて公開しておりますとおり、福島県からの依頼で「被災した障がい児に対する相談・援助事業」を受託し、実施する運びとなりました。

本来であれば、臨時総会等の方法で加盟施設の皆様に諮るべきところではありますが、7月8日に福島県議会で可決され、急速、準備を進めることとなったため、役員の決をもって事業受託となりましたことにご理解をいただきたいと存じます。

皆様方が、ぎりぎりの職員配置で日々の業務にあたられていることを承知の上で、加盟施設・事業所の職員の皆様のご協力を賜りたく存じます。なお、委託事業の内容に関しましては、別添の実施要綱をご確認ください。

本事業について

対 象 : 福島県会津若松地区に避難している障がい児

(現在把握されている対象児童の人数は20名程度です。)

実施期間 : 平成23年8月から平成24年3月31日までの9ヶ月間

事業実施地: 福島県会津若松市日新町2-2 「はまっ子くらぶ」

開所時間等: 月曜日から金曜日 9時から18時

土曜日 9時から15時

※休所は、日曜日、祝祭日、8月13日～15日、12月29日～1月3日です。

(行事等により、開所する場合があります)

現地連絡先: (電話工事等がまだ完了していません。8月中旬には設置見込みです)

職員の派遣における条件は以下の通りです。

派遣職員：保育士を中心として、児童指導員、O T、S T、心理士等の療育職員

※現地パートスタッフ（保育士1名、言語聴覚士1名）と協同して行います。

派遣期間：職員1名当たり2週間です。

現地での応援期間を月曜日9時から2週間後の週末土曜日15時まで。

日曜等を利用して支障のないように現地への移動を行ってください。

費用支弁：

- ① 1回の派遣毎、所属施設・事業所から会津若松市内までの1往復の交通費実費

※ 車両により現地入りされる場合には、派遣期間中の高速道路料金の免除申請を行います。派遣の2週間前までに所定の手続きをお取りください。

計算式は、燃料10単価155円×燃費1/10 km×移動距離 となります。

※ 派遣費用申請書にご記入ください。

- ② 旅費として、派遣費用1300円×滞在日数費用を加算して支弁いたします。

- ③ 人件費として、所属元の法人（申請により個人も可）に対して、職種にかかわらず、職員一人につき、8000円×会津若松での勤務日数分をお支払いします。

※ 休日等の休所日の分に関しては、支弁ができません。

※ 公務員及び所属法人等の規定により、人件費の支払いを辞退することも可能です。（派遣費用申請書にご記入ください。）

- ④ 派遣期間中の住居（家具付き）は準備いたします。

（ア）本事業所2階かワンルームマンションとなります。

※ 業務にあたっては、施設賠償保険および傷害保険はCDS Japanにて加入しております。

※ 旅費等の費用に関しては、立替払いとさせて頂き、請求翌月払いとさせていただきます。

派遣登録から現地勤務までの流れ

- ① 協力職員登録様式への記入により、登録（所属元法人の確認もお願いいたします）

- ② 期間の確定と連絡（事務局よりメールにてご連絡します）

- ③ 旅費申請書および振込み先指定用紙の提出（指定の用紙に記入をお願いします）